

障がい児の就学に関する請願

1、要旨

障がい児が就学するにあたり、以下の内容について見直しなどを行っていただくよう市へ要望してください。

2、理由

私たちの子ども達は障がいがあります。障がい名や特性、程度は様々ですが、障がい児やその家族は各々多くの悩みや不安を抱えています。その一つに就学に関する悩みがあります。

就学前に進路を決める時、私達保護者は、我が子がどの学校、学級で教育を受ける事が将来のためになるのかを真剣に考え、悩んだ末に支援学校、地域の学校の支援学級、通常学級の中から進路を選択します。しかし、就学時の発達検査の結果や就学相談の結果次第では、保護者が校区の学校の通常学級や支援学級を選んでも保護者の希望通りの進路に進む事が難しいとされる場合が多くあります。障害者基本法の第16条によれば、「国と都道府県、市町村は障がいのある子どもや生徒、保護者に十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」と記されています。また、「障害児の教育に関して、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備、その他の環境の整備を促進しなければならない」と明記されています。

太宰府市は学校内の支援員さんの数が多いなど、他市と比較して充実している施策もあり、ありがとうございます。その上で、子ども達にとってどのような方法が一番良いのかを保護者と一緒に考えて頂ければと切に願っております。

3、要望事項

(1) 保護者が毎日見守りに行く必要のないよう支援員の体制整備

中休み、昼休みに支援員さんの休憩の為、保護者が学校へ毎日見守りに来て欲しいと学校から言われ、毎日見守りを行っていたという現状がありました。保護者にも仕事や介護、育児等さまざまな事情があります。家族が学校に毎日いることは不自然ですし、それが子ども同士の関わりを妨げる要因につながると考えます。

(2) 支援員の方への採用時および定期的な研修の実施

地域で共に育つためには、大人が全て解決してしまうのではなく、子ども同士で経験していくことも重要であると考えます。そのためには、基礎的な研修で、子どもとの適度な距離感や本人が困っているときの介入の仕方や周りの子どもへの対応の仕方を学んでいただきたいと思います。

(3) 就学前の発達検査についての改善

現在就学前の発達検査は、市の療育相談室で行うか、大学病院で受けた検査に限定されていますが、乳幼児検診時等に保健センターで紹介して頂いている専門病院（誠愛リハビリテーション病院、こぐま学園等）で出された検査結果については採用していただきたいと願っています。なぜなら子どもたちは、保健センターで紹介された専門病院で乳児の頃から療育などをしています。障がいによっては、環境が変わるだけで本来持っている力を発揮できない子どももあり、それが就学指導の材料となる以上、出来るだけ慣れた環境で検査を受けさせたいと願っています。

また療育相談室で発達検査を行う場合には、子どもが落ち着いて検査を受けることができる環境整備の充実を図ってください。

(4) 障がい児・者福祉の総合的な相談窓口の設置

前年度、療育相談室が設置されましたが、就学前までの相談機関であり、それ以降の統合的な相談窓口がありません。就学時においても学校教育課、福祉課、子育て支援課、療育相談室と関係する課が多いにもかかわらず、連携がとれていないため、それぞれに足を運び、そのたびに一から説明しなければなりません。それぞれが抱えた問題解決の為に、総合的に相談できるコーディネーター的な役割をもった相談窓口の設置をお願いします。